

令和 7 年度弥富市第二子以降 3 歳未満児保育料軽減申告書

令和 年 月 日

(宛先) 弥富市長

(保 護 申 請 者)	住所	弥富市		
	氏名		連絡先	— —

保育料の軽減を受けるため、次のとおり申告します。

申 告 児 童 名		生 年 月 日	施 設 名	
		年 月 日		
監 護 し て い る 児 童	氏 名	生 年 月 日	学校名・保育所名等	
		同居・別居（別居の場合は住所を記入してください。）		
		年 月 日		
	同・別（ ）			
		年 月 日		
	同・別（ ）			
		年 月 日		
	同・別（ ）			
		年 月 日		
	同・別（ ）			
	監護している 18 歳未満の児童（年度の初日に満 18 歳に達していない児童も含む。）を全てご記入ください。詳細は、裏面をご覧ください。			

上記の申請について、必要な市町村民税の情報（同一住所の居住者を含む。）及び世帯情報を閲覧すること。また、その情報に基づき決定した利用者負担徴収額について、保育所等に対して提示することに同意します。

申請者（保護者） 氏名 _____

【留意事項】

- (1) 保護者が18歳未満の児童を2人以上監護し、児童と生計を同じくする場合、出生の最も早いものから数えて2番目以降の3歳未満児に係る保育料（利用者負担徴収額）は、(2)のとおりです。
- (2) 第3階層から第7階層の市町村民税所得割額が97,000円未満の世帯は無料、第7階層の市町村民税所得割額が97,000円以上から第10階層の市町村民税所得割額が301,000円未満の世帯は、利用者負担徴収額表の半額となります。
- 4月～8月分 前年度（前々年1月～12月までの収入）の市町村民税所得割額

9月～3月分 今年度（前年1月～12月までの収入）の市町村民税所得割額
- (3) 令和7年4月1日に満18歳に達していなければ、年度途中で18歳を迎えても18歳未満とみなします。
- (4) 申請は年度ごとに必要となります。
- (5) 他の制度で減免されている場合、対象外となります。
- (6) 世帯員、就労状況等に変更があった場合は、速やかに届出をお願いします。

※以下は、市記載欄のため記入不要です。

判 定		備 考
10 月	☐ 対象	☐ 無料 ☐ 半額
	☐ 対象外	☐ 同時入所（半額） ☐ 同時入所（無料） ☐ 新多子該当 ☐ 階層該当外 ☐ その他
11 月	☐ 対象	☐ 無料 ☐ 半額
	☐ 対象外	☐ 同時入所（半額） ☐ 同時入所（無料） ☐ 新多子該当 ☐ 階層該当外 ☐ その他
12 月	☐ 対象	☐ 無料 ☐ 半額
	☐ 対象外	☐ 同時入所（半額） ☐ 同時入所（無料） ☐ 新多子該当 ☐ 階層該当外 ☐ その他
1 月	☐ 対象	☐ 無料 ☐ 半額
	☐ 対象外	☐ 同時入所（半額） ☐ 同時入所（無料） ☐ 新多子該当 ☐ 階層該当外 ☐ その他
2 月	☐ 対象	☐ 無料 ☐ 半額
	☐ 対象外	☐ 同時入所（半額） ☐ 同時入所（無料） ☐ 新多子該当 ☐ 階層該当外 ☐ その他
3 月	☐ 対象	☐ 無料 ☐ 半額
	☐ 対象外	☐ 同時入所（半額） ☐ 同時入所（無料） ☐ 新多子該当 ☐ 階層該当外 ☐ その他